

# 廃業と再生

# 第1回

弁護士  
かな  
口

1

私は、これまで、立場上、中  
小企業経営に関わる様々なテーマ  
について、執筆やセミナーを  
担当してきましたが、「廃業と  
事業再生」についてはなかなか  
取り上げる機会がありませんで  
した。後ろ向きなテーマで、あ  
まり評判が良くないことが理由  
です。しかし、企業も人と同じ  
で、新たな企業が生まれれば、  
廃業（「事業再生」は「治療」にあ  
たるでしょう。）があるのも当然  
です。特に、現在のように市場  
環境が激変する中では、一つの  
事業が何時までも継続する方が  
むしろ不思議ともいえる状況で  
す。逆つて、通常、企業は、必ず  
事業が何時までも継続する方が

れこのテーマを必ず考えなければならぬ局面を迎えます。そ  
うだとすれば、このテーマに関する知識は事業者にとって必須のものです。しかし、避けられ  
て来たテーマだからか、ほとんどの事業者が正確な知識を持つていません。そこで、皆さんには、最低限の知識を持つておいて頂きたいと思います。

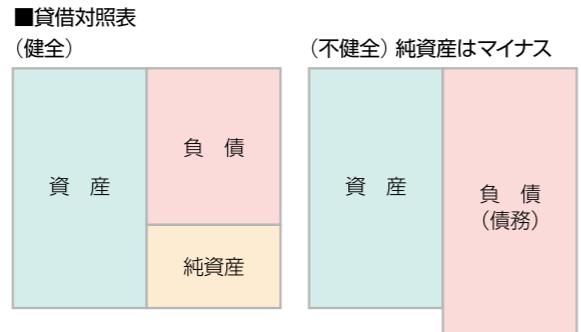
2  
廢業

(1) 廃業の方法

廃業は、債務超過（債務の方が多いことに陥つていなければ、一般論としては、「通常清算」をすれば足ります。これは廃業後、全ての債権者に対する債務を支払ふ之後、更に残つた

外に知られにくいというのがメリットです。

(例えば、自動車や自宅不動産)を手放さなければならなくなるという不利益が考えられます。しかし、債務の支払ができず、債務超過の状態にあれば、通常破産せざるを得ない場合は夫



(2)破産申立

あまりにもイメージが悪く、また、非常に誤解の多い方法です。では、破産申立とはどのようなものなのでしょうか。

破産すると「資格制限」される場合があります。身近な例でいえば、警備員など一定の職に就くことは禁止されます。しかし、破産手続が終了する頃、一般的には「免責」という決定がなされ、その際に資格制限は解除されることになります。不利益は一時的となるわけです。

代表的なものは、以上のとおりで、実は他に目立った不利益は見あたりません（なお、正確には弁護士などに確認してください）。おそらく最も大きな不利益は、「知り合いに知られたらみつともない」とか「子供の就職に悪影響がないか」といった「不安感」です。確かに、知り合いに知られる可能性が絶対にないとはいえませんが、関係者以外には分からぬのが通常です。また、子供への悪影響は少なくとも建前上、親の破産を理由に就職を差別することは許されないでしょう。



弁護士  
かな口 崇氏

●プロフィール  
力ナクチ タカシ  
「かなくち経営法律事務所」

中小企業支援は関係者の連携なくして不可能との考えから、各地の商工会、商工会議所、各士業者と連携して中

「権」がなくなると思つてゐる事業者が結構いらっしゃいますが、これらは全て誤解です。

求を避ける方法がない中、破産によれば債務を完全に免れることになるのであり(念のため、税金は別です。)、その利益は絶大です。これにより、破産者は、その後生活を立て直すことが可能になります(その意味で、破産は、その言葉のイメージとは異なり、個人にとっては生活の「再生」ともいえるものです。どうしても破産を選択できず、自ら死を選択する事例も未だ散見されますが、借金のために死を選択するのは非常に残念なことです。)。

資産があれば、株主が分配を受けるという方法であり、他社に与える悪影響が最も少ない方法といえるでしょう。しかし、債務超過に陥っている場合、通常清算は一般的に困難です。この場合、多くは「破産申立」という方法をとります。他に、「特別清算申立」という方法もありますが、債権者の同意を必要とするため、利用できる場合は限定的です。これらは、いずれも裁判所を利用した手続ですが、裁判所を利用せずに手続もあります。これを私的整理（任意整理）といいますが、債権者の同意が必要となるため、やはり利用は限定的です。「特別清算申立」と「私的整理」は、関係者によると

岐阜商工会議所専門家研究会（ぎふ専研）

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。